

## 観光に関する統計整備

2008年6月27日

田辺孝二

### 1. 検討の対象

観光情報の総合的把握の視点に立って統計整備のあり方を検討。

### 2. 現状

わが国は「観光立国」の旗印のもと官民挙げて観光振興に取り組んでおり、そのためには、有効な統計を効果的に活用し、実態に即した政策の立案・実行・検証を通して、より適切な観光政策を推進する必要がある。

しかしながら、観光に焦点を当てた政府統計は、数年前まで国土交通省による「旅行・観光消費動向調査」が平成15年度から継続して調査されているのみであり、国土交通省による「航空旅客動態調査」、「旅客県間流動調査」等の輸送統計から旅行者の活動の一部を捉えていたに過ぎない。その他の観光に関する統計情報も、(独)国際観光振興機構による「訪日外客統計」、「訪日外客実態調査」等、(社)日本観光協会による「観光の実態と志向」、「(財)日本交通公社による「JTBF 旅行者動向調査」等の民間統計や地方公共団体が独自に行う調査結果等に限られていた。このように、観光に関連する統計情報は官民の各主体がさまざまな目的で調査、作成しているため、断片的であり、統一的な基準が無く有用性に欠けていた。

平成17年6月の「政府統計の構造改革について」(内閣府)のなかで、観光統計の体系的な整備の必要性が指摘され、同年8月に国土交通省総合政策局観光企画課は「我が国の観光統計の整備に関する調査報告書」を取りまとめた。同報告書の中で、地域間(都道府県)の比較、経済効果・景気動向の把握、観光統計の体系化の3点を目的とした観光統計の整備を図ることとし、その中でも喫緊の課題として、宿泊統計を速やかに整備することが提言され、これを踏まえて、平成19年1月から「宿泊旅行統計調査」が開始された。

さらに、平成19年6月に閣議決定された「観光立国推進基本計画」【資料1】において、平成22年から「旅行・観光消費動向調査」と「宿泊旅行統計調査」の調査対象の拡大や調査項目の追加及び、観光旅行者等に関する統計を共通基準の下で実施することとされた。さらに、同計画において(独)国際観光振興機構による「訪日外客訪問地調査」と「訪日外客消費動向調査」の調査項目等の見直しを平成20年度に行うこととされている。

### 3. 観光情報の総合的把握に関する課題

### 宿泊施設情報の適切な把握

ホテル・旅館は改廃率が高く、調査対象施設からの連絡等による件数でも、平成19年の開業は224件、廃業は134件である。統計の精度を確保するためには、新設の調査対象を的確に把握することが必要である。

また、平成19年1月から開始した「宿泊旅行統計調査」は従業者規模によって調査対象を設定しているが、宿泊施設の業態によっては従業者数と客室数・収容人数が対応していないケースがある。

### 統一的でない都道府県別の観光統計

都道府県における観光入込客数・観光消費額統計は、これまで(社)日本観光協会「全国観光統計基準」(平成15年11月策定)を国として推奨してきており、その基準に則った方法で実施する都道府県も増えてきている。しかし、現状において、いまだ多くの都道府県が、観光入込客の定義、調査地点の選定における基準や調査内容・方法等が異なっており、地域間の比較が不可能であり、実態をどの程度把握しているか問題がある。【資料2】

また、現状の、観光入込客統計、観光消費額統計の実態を整理すると、各都道府県によって調査内容・方法などが以下のとおり様々である。

項目	概要
調査の対象	当該都道府県内への入込客として調査の対象とする範囲を、観光目的/業務目的のいずれとするか、県外客/県内客/外国人のいずれとするか、等が都道府県によって異なっている。
調査及び推計のフロー	観光入込客数は、都道府県によって「延べ人数」で定義している場合と「実人数」で定義している場合がある。また、観光入込客数を推計するために、実施している調査では、「全国観光統計基準」に示される「延べ人数調査」と「パラメータ調査」を実施する都道府県、「延べ人数調査」のみを実施する都道府県、「全国観光統計基準」に示される方法とは別の「交通施設調査」を実施する都道府県がある。
延べ人数調査	調査の対象とする観光地点の規模が都道府県によって異なっている。
パラメータ調査	調査の対象とする観光地点数・サンプル数・調査周期・調査時期等が都道府県によって異なっている。

### 訪日外国人旅行者の実情の把握

外国人旅行者に関する統計については、法務省「出入国管理統計」、(独)国際観光振興機構の「訪日外客統計」、「訪日外客実態調査」のほか、外国人旅行者の消費額

調査については、(独)国際観光振興機構の「訪日外客消費動向調査」と日本銀行の「訪日・海外旅行における消費額等の調査」があるが、各統計を総合的に活用するに至っていない。

#### 観光活動の国際比較

国内経済における観光の重要性の評価するためには、国際比較が可能となるような形で観光統計をまとめることが望ましい。SNA1993において観光サテライト勘定(TSA)の考え方が導入されると、1980年代から研究を進めていたカナダ統計局は、いち早く1994年に推計結果を公表し、続いてフランス、メキシコ、ニュージーランド、ノルウェー、ポーランド、シンガポール、スウェーデン、米国などが推計や試算を行っている。これらの国に比較して、わが国は国際的に遅れている状況にある。

#### 4. 海外の主要国の状況

2008年2月に開催された第39回国際連合統計委員会は、「観光統計に関する国際勧告2008」(IRTS2008)を採択し、国際連合統計部(UNSD)と世界観光機関(UNWTO)に対し、観光統計作成手引書の刊行や、ワークショップの開催などを含む実施計画の策定を要請した。観光統計に関する国際勧告としては、古くは1937年に当時の国際連盟が統計上の目的のために「国際旅行者」の定義を勧告しているものがある。その後、国際連合、世界観光機関、OECDなどにおいて、SNAや国際収支統計との関連でさまざまな検討が行われ、1993年の第27回国際連合統計委員会において「観光統計に関する勧告1993」(“1993 Recommendations on Tourism Statistics”)が採択された。この勧告には、“tourism”を始めとする基本的な概念及び定義、標準分類、観光関連指標など観光統計体系の基礎を構成する事項が盛り込まれている。

ヨーロッパの主要国の観光統計はEU指令に従って、宿泊統計については、施設数、部屋数、ベッド総数、国内・国外居住者到着数、宿泊者数、ベッド稼働数等が調査されており、その他、消費額統計も整備されている。

#### 5. 課題への対応

法人企業の宿泊施設の開業については、平成21年に実施される「経済センサス-基礎調査」以降に法人登記情報にもとづいて更新されるビジネス・レジスターによって把握が可能であるが、個人による宿泊施設の開業や施設の廃業については別の情報に拠らざるを得ない。国土交通省は、調査対象となる宿泊施設の情報について、地方公共団体等の行政情報により適切に把握することが適当である。

また、宿泊業において、「経済センサス-活動調査」によって整備されるべき母集団情報として、何が適切であるかを検討することが適当である。

観光入込客数及び観光消費額について都道府県間での比較を可能とするためには、

各都道府県の調査の対象や調査・推計の方法が統一されていることが重要である。都道府県の観光統計を有効に活用するためには、観光客の定義、観光地点選定における基準や調査手法の違いなどの統一化を図り、都道府県が採用可能な共通基準を策定する必要がある。今後、調査手法・推計方法の共通基準に則って都道府県の観光統計調査が実施され、それを定期的に国が集計・比較分析し、観光政策立案・評価等に活用できることが望まれる。

すでに、国土交通省の「観光統計の整備に関する検討懇談会」において、調査主体となる都道府県・市町村の負担をなるべく少なくしつつ、調査の信頼性を一定程度確保できるような調査手法・推計方法等の「観光入込客統計・観光消費額統計の方針（ガイドライン案）」（共通基準）【資料3】が作成されている。各都道府県は、策定された共通基準に則って、平成22年度までに、各都道府県の観光統計を整備し、都道府県間の比較が可能な統計とすることが適当である。

外国人旅行者に関する統計については、法務省「出入国管理統計」、(独)国際観光振興機構の「訪日外客統計」、「訪日外客実態調査」と「宿泊旅行統計調査」を組み合わせ、外国人旅行者に関する実態を総合的に捉える統計情報を作成することが求められる。また、外国人旅行者の消費額調査については、(独)国際観光振興機構の「訪日外客消費動向調査」と日本銀行の「訪日・海外旅行における消費額等の調査」は同様な調査事項であるため、国土交通省、日本銀行、(独)国際観光振興機構の3者で調査内容等の調整を行ったうえで平成19年度に(独)国際観光振興機構が「訪日外客消費動向調査」を実施している。より有用性の高い統計を作成するためにさらに連携していくことが適当である。

国土交通省は、内閣府の協力を得て、観光がもたらす経済効果を総合的に把握するとともに、国際間比較を行うために、国際的に導入が進んでいる観光サテライト計算(TSA)の早急な整備を図ることが適当である。

## 6. 期待される効果

観光統計の精度が向上することによって、これまでよりも宿泊統計等の価値が高まり、景気動向の指標としての重要性も増す。また、都道府県ごとに個別に作成されている観光統計が共通基準に従って整備されることによって、観光入込客数の地域間比較、日帰り客数の全体把握、観光消費額等の把握が可能となり、観光の経済効果や国民の行動パターンの動向等が明らかとなる。

【資料 1】「観光立国推進基本計画」(平成 19 年 6 月 29 日閣議決定)

4. 観光旅行の促進のための環境の整備

(国民の観光に関する統計の整備)

平成 15 年度から実施している「旅行・観光消費動向調査」及び平成 19 年から実施している「宿泊旅行統計調査」について、調査対象の拡大や調査項目の追加など更なる充実のための検討を行い、平成 22 年から実施する。

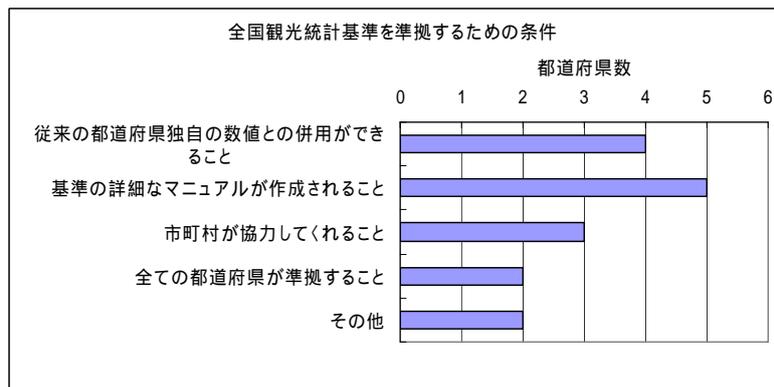
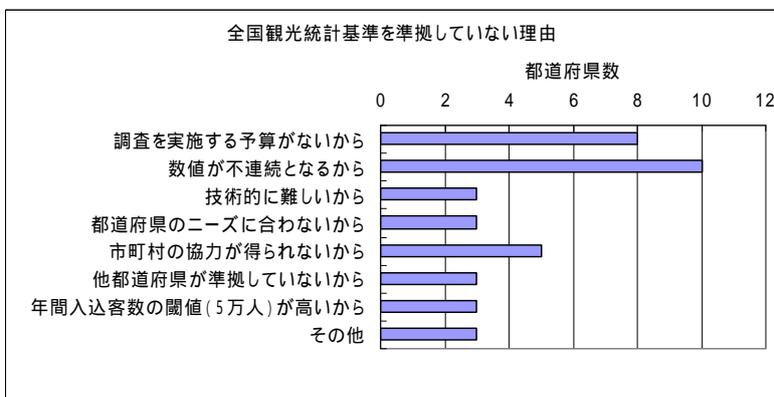
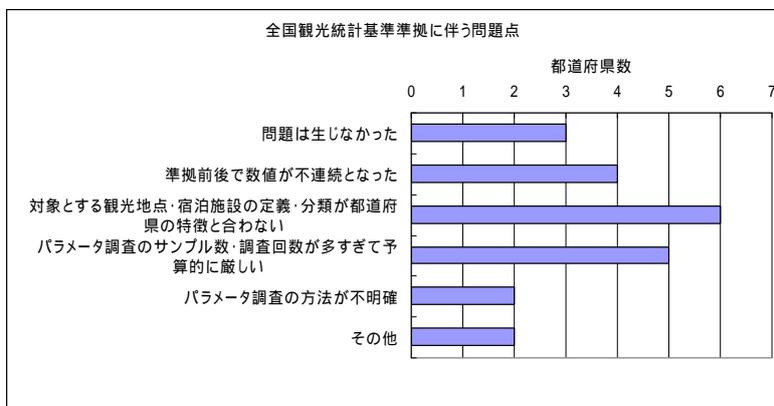
また、日帰り旅行者に関する統計等その他の観光旅行者に関する統計について、都道府県が行っている統計調査を踏まえつつ、地方公共団体が採用可能な共通基準を策定し、平成 22 年に共通基準での調査の実施を目指す。

(訪日外国人旅行者に関する統計の充実)

独立行政法人国際観光振興機構が昭和 50 年度から実施している「訪日外客訪問地調査」について、「宿泊旅行統計調査」との整合性を考慮しつつ、平成 20 年度に調査項目等の見直しを行う。

また、独立行政法人国際観光振興機構が平成 17 年度から実施している「訪日外客消費動向調査」について、日本銀行の「訪日・海外旅行における消費額等の調査」との整合性を考慮しつつ、平成 20 年度を目途に調査項目等の見直しを行う。

【資料2】国土交通省による都道府県に対するアンケート結果



2007年12月に調査実施

回答都道府県：31都道府県（複数回答可）

### 【資料3】観光入込客統計・観光消費額統計のガイドライン（案）

#### 1. 調査対象

観光入込客：日帰り／宿泊、県内／県外／外国人を問わず、当該都道府県を訪れる観光客。

日帰り旅行とは、片道の移動距離が80km以上または所要時間（移動時間と滞在時間の合計）が8時間以上の非日常圏への旅行、宿泊旅行とは自宅以外で1泊以上宿泊（車中泊を含む）をする全ての旅行。

#### 2. 調査目的

観光入込客数と観光消費額単価について、都道府県内に訪れる観光客の属性（日帰り／宿泊）＊（県内／県外／外国人）＊（観光等／ビジネス）別に把握。

#### 3. 観光入込客数の調査方法と推計手法

調査方法：都道府県内の観光地点において、四半期ごとに「観光地点入込客数調査」と「パラメータ調査」を実施。「観光地点入込客数調査」は、観光地点への入込客数を合計した延べ人数（観光地点延べ人数）を月次で把握する。「パラメータ調査」は、都道府県を訪れる観光客の属性別の人数と日帰り客を対象として属性別の平均訪問観光地点数を各四半期の休日の特定の1日について把握する。

観光地点の対象：観光・ビジネスの目的を問わず、観光客を集客する力のある施設又はツーリズム等の観光活動の拠点となる地点であり、日常的な利用、通過型の利用がほとんどを占めると考えられる地点は対象としない。対象地点は、観光地点のうち、年間入込客数1万人以上又は特定月の入込客数5千人以上のものとする。

推計手法：「観光地点入込客調査」によって把握される観光地点延べ人数を、「パラメータ調査」で把握される観光客の属性別比率を用いて按分し、観光客の属性別観光地点延べ人数を算出。日帰り客については、パラメータ調査で把握される属性別平均訪問地点数で除すことで、属性別観光入込客数（実数）を推計する。宿泊客については、国土交通省が実施する「宿泊旅行統計調査」の属性別観光入込客（実宿泊者）数を使用する。日帰り客の属性別観光入込客数（実数）と宿泊客の属性別観光入込客（実宿泊者）数を合計して属性別観光入込客数全体を推計する。

#### 4. 観光消費額の調査方法と推計手法

調査方法：都道府県内に訪れる観光客の当該都道府県内における観光消費額について、「パラメータ調査」と併せて実施される「観光消費額調査」において、四半期ごとに観光客の属性別1人当り観光消費額を把握する。

推計手法：属性別観光入込客数に、「観光消費額調査」によって把握される観光客の属性別1人当り観光消費額を乗じることで、観光客の属性別観光消費額

を推計する。

詳細は、「観光統計の整備に関する検討懇談会報告書」の別添 1 の資料「観光入込客統計・観光消費額統計のガイドライン（案）」

## 労働統計の整備

2008年7月18日

阿部正浩

### 1. 検討の対象とする範囲

労働統計は、労働市場の現状を把握し、政策決定や評価の基礎資料になると同時に、GDP統計をはじめとする各種経済指標作成の基礎資料となる。労働市場は需給が調整され、労働条件が決定される場であり、統計調査には、

- ・ 労働供給の実態
- ・ 労働需要の実態
- ・ 労働市場の需給調整の実態
- ・ 賃金・労働所得の実態
- ・ 労働時間など労働条件の実態

などの把握が要請されている。以下では、この項目に沿いながら、経済統計という観点から、労働統計に関する今後の整備について検討したい。なお、GDP統計の改善のための労働統計整備については別紙のとおりである。

### 2. 現状

#### (1) 労働供給に関する統計

労働供給は家計の余暇と所得の選好の結果として、労働供給者数と労働供給時間が決定される。これを把握するための統計としては、『労働力調査』（総務省統計局）が挙げられる。労働力調査は、就業及び不就業の状態を毎月明らかにすることを目的として、昭和22年から実施されている。この調査では、性や年齢、世帯主との続柄、配偶関係、月末1週間の就業状態、就業時間、従業上の地位、産業、企業規模、職探しの有無、といった項目が調査されており、15歳以上人口や労働力人口、失業者数、雇用形態、非労働力人口などを把握することができる。

労働力調査とは別に、『国勢調査』や『就業構造基本調査』も労働供給側の状況を把握できる統計である。国勢調査は、我が国の人口の状況を明らかにするために実施されている悉皆調査であるが、調査事項には就業状況も含まれている。就業構造基本調査は、就業及び不就業の状態を明らかにするために実施されている標本調査であるが、労働力調査では把握されていない調査事項が含まれており、また標本数も労働力調査に比べて多く、より詳細な労働供給行動が把握できるようになっている。ただし、国勢調査も就業構造基本調査も5年に一度の調査実施であり、速報性に欠ける。

## (2) 労働需要に関する統計

他方、労働需要側を把握する代表的な調査としては、『毎月勤労統計調査』(厚生労働省)、『雇用動向調査』(厚生労働省)がある。

毎月勤労統計調査は、常用労働者5人以上の事業所を対象として、賃金、労働時間及び雇用の変動を把握することを目的として毎月調査されており、労働需要に関する調査項目としては、常用労働者数(一般労働者、パートタイム労働者)、実労働時間(総実労働時間数、所定内労働時間数、所定外労働時間数)、出勤日数がある。

雇用動向調査は、労働力の移動や求人状況等の実態を明らかにすることを目的としており、事業所と入・離職者の状況を把握することが出来るようになっている。このうち事業所票では、企業全体の常用労働者数、性や雇用形態別の常用労働者の異動状況、性や年齢そして就業形態別常用労働者数、性や職業別の常用労働者数及び未充足求人数が把握可能である。また、入職者票では、入職者の属性(性、年齢、最終学歴)、入職経路、就業形態、職業、入職前の居住地、前職に関する事項(産業、職業、従業上の地位、離職期間、企業規模、転職理由、賃金の変動状況)が把握でき、離職者票では、離職者の属性と離職直前の雇用状況(就業形態、職業、勤続期間、離職理由)が把握可能である。

労働需要に関する上記二つ以外の統計としては、労働経済動向調査(厚生労働省)がある。この統計調査は、景気動向や労働力需給の変化が雇用や労働時間、賃金等に及ぼす影響を調査し、さらにそれらに関する企業の今後の見通し、対応策等についても調査している。主な調査事項は、生産・売上額等の対前期増減(見込)状況とその理由、所定外労働時間の対前期増減(見込)状況、労働者数の対前期増減(見込)状況、労働者の中途採用の実績・予定・理由及び充足状況、労働者の過不足感、雇用調整等の実施状況、新規学卒者の採用内定状況である。

以上の厚生労働省所管の統計調査には、企業あるいは事業所の生産活動の実態を把握していないという欠点がある。労働需要は企業の生産活動における派生需要と捉えられ、生産量との関係を見ることは大事である。その点、『工業統計調査』(経済産業省)、『商業統計』(経済産業省)、『特定サービス業実態調査』(経済産業省)、『経済産業省企業活動基本調査』(経済産業省)などは、事業所あるいは企業の生産活動だけでなく、雇用量についても調査している統計である。ただし、経済産業省が所管するこれらの統計は生産活動の実態把握を主たる目的としており、雇用量の詳細(性、年齢、学歴、職種など)は把握できていない。

## (3) 賃金、労働時間

労働供給主体と需要主体それぞれの行動の結果、労働市場で需給が調整され、賃金をはじめとした労働条件が決定することになる。

労働条件を把握する代表的な統計調査として、『毎月勤労統計調査』(厚生労働省)があげられる。労働条件に関する事項として、現金給与額(現金給与総額、きまって支給する

給与（定期給与）、所定内給与、所定外給与（超過労働給与）、特別に支払われた給与（特別給与）が調査されている。

また、労働条件については、『賃金構造基本調査』（厚生労働省）も詳細な調査を行っている。この統計調査は、常用労働者の賃金実態を、企業属性（産業や企業規模、地域、）や労働者属性（性、職種、学歴、年齢、勤続年数、経験年数）別に把握することを目的としており、主な調査事項は、きまって支給する現金給与額、所定内給与額、年間賞与その他特別給与額、所定内実労働時間、超過実労働時間、実労働日数、新規学卒者の初任給などである。なお、前出の毎月勤労統計調査が各調査事項の事業所平均値を調査しているのに対して、賃金構造基本調査は各事業所の常用労働者を標本抽出した上で、個別労働者について調査事項を調査している。

#### （４）他の労働条件

賃金や労働時間以外にも様々な労働条件が決まる。『就労条件総合調査』（厚生労働省）は、企業の賃金制度や労働時間制度、労働費用、福祉施設制度・制度及び退職金制度・支給実態等の事項を把握することを目的としている。主たる調査事項は、労働時間制度（変形労働時間・みなし労働時間制度、休日総数、休暇制度）、賃金制度（賃金形態、各種賃金制度、賃金制度の改定状況）、福利厚生（法定福利費、法定外福利費、教育訓練費）、退職金制度、定年制度（定年制、定年後の措置）などであるが、労働時間制度以外の制度については毎年調査せずにローテーションによって調査されている。

### ３．問題の所在

近年、我が国の労働市場の特徴が大きく変容しており、雇用・所得統計に求められる調査の内容や質も大きく変わってきている。以下では、雇用政策の立案と評価に関わる問題点について整理する。なお、労働供給に関する統計については主にWG3で議論されており、以下では労働需要に関する統計と労働市場の需給調整に関する統計についてのみ触れる。

#### （１）労働需要に関する統計

労働需要はそもそも生産関数の派生需要関数であり、生産量と労働需要の関係を把握することは最も基本である。しかしながら、厚生労働省所管の統計調査では生産量を把握できておらず、同一統計調査内で自己完結的に両者の関係を把握することが出来ていない。なお、工業統計調査などでは生産量と雇用量とを把握しているが、労働者の属性（性、年齢、学歴、職種など）は正確に把握できていない。労働インプットの質を正確に評価するためには労働者の属性についての把握は欠かせない。

また、近年、企業の活用が進む非正規雇用者、特に派遣労働者や請負会社の社員の実態をよりよく把握することは、雇用政策を考える上でも、また生産性を計測する上でも、重要である。これまで、「労働者派遣事業に関する調査」などの調査が行われてきたが、これ

らはその時点時点でアドホックに行われた統計調査であり、統計の継続性という観点からは問題がある。また、労働生産性を計測するという観点からは、労働投入量（＝労働者数×労働時間）の正確な把握が必要で、当該事業所と雇用契約をしている労働者だけでなく、派遣労働者や請負会社の社員など当該事業所で働く労働者の把握が必要である。また、パート・アルバイトや契約社員、有給家族従業者などの労働時間をより正確に捕捉する必要もある。今後とも非正規雇用の把握は重要と考えられるから、「どこで」「だれが」「なにを」「どのように」「どのくらい」働いているのか、を正確に把握する統計調査を継続的に行うべきである。

さらに、近年では、先進各国において Employee-Employer データの開発に取り組んでおり、それから得られた豊富な情報をもとに、多くの雇用政策が提言されているが、我が国では Employee-Employer データは十分に整備されていない。

## （２）労働市場の需給調整

労働市場の需給調整の実態把握については、失業については「労働力調査」が、未充足求人については「職業安定業務統計」が、それぞれ担っている。

我が国の失業率は、1990年代までは低位で安定的に推移してきたが、90年代後半以降はうなぎ上りに上昇し、2004年には戦後最高の水準に達した。失業率が高まる中で、以前に比べて失業率指標の重要性が増してきている。とりわけ、労働市場の地域間格差の問題に関する議論が近年では大きくなっており、地域別の失業率指標の拡充は重要な課題である。現在のところ、労働力調査では都道府県別の失業率については四半期ベースで公表しているが、都道府県内の労働市場の状況を詳細には把握できていない。都道府県が各個に雇用政策を検討するにあたり、都道府県内の地区別の労働市場指標を作成することは意味がある。

加えて、労働市場のフロー統計を充実させていくべきではないか。労働市場のフロー分析は、現在の就業状況と前期の就業状況を比較することで、就業から失業への流れ（あるいはその逆）や非労働力から就業への流れ（あるいはその逆）などを把握することが出来、失業率などストック指標とは別の視点から労働市場の実態を把握することが出来る。たとえば、失業率が上昇（低下）したのは就業から失業の流れが増加（減少）したからなのか、それとも失業から就業への流れが減少（増加）したからなのか、あるいは非労働力から失業への流れが増加（減少）したからなのか、といったことを区別することが出来、雇用政策を検討・検証する情報としてより豊かになる。

また、事業所の雇用変動の状況を把握するために、労働経済学では雇用創出・消失指標が開発され、利用されるようになっている。雇用創出（消失）指標とは、雇用を増加（減少）させた事業所がどれだけ雇用を増やしたか（減らしたか）を見る指標である。この指標を用いることで、雇用を増加（減少）させた事業所が増加しているために経済全体の雇用量が変動しているのか、それともある事業所の雇用変動が経済全体の雇用量を変動させ

ているのか、に分解することが可能となり、この指標が失業発生の要因を究明するためにも非常に重要な概念となっている。

さらに、近年では、労働市場の需給調整の経路が、公共職業安定所だけでなく、民間職業紹介機関や労働者派遣機関、新聞やインターネットなどの求人広告など、多様となっている。しかしながら、未充足求人の指標である有効求人倍率は、現在でも公共職業安定所を経由した求人と求職者の比率を示すに過ぎず、他の需給調整経路を経由した求人は反映されておらず、労働市場の需給バランスの実態を十分に反映していないという問題がある。

#### 4．海外における状況

ここでは、Employee-Employer データと労働生産性の推計に関する海外での取り組みについて整理する。

近年、先進各国では Employer-Employee データの開発に取り組んでいる。そして、データから得られた豊富な情報をもとに、多くの雇用政策が提言されている。米国の Census Bureau は Longitudinal Employer-Household Dynamics Program において、Employee-Employer データを作成しており、企業行動と家計行動の複雑な相互作用について、統計調査により検証可能となっている。また、New Zealand 統計局でも LEED (Linked Employer-Employee Data) を作成しており、事業所と雇用者のマッチングの質やそれが賃金に与える影響、失業保険が転職やその質に与える影響、高齢者の引退過程に関する分析、事業所の労働生産性の推定、など数多くの分析がなされると同時に、様々な統計指標が作成されている。さらに、現在、European Commission は London School of Economics と Linked Employer-Employee Data Project を実施しているが、そこでは European Structure of Earnings Survey を活用し、様々な分析と政策提言を行っている。

次に、米国 BLS は、年毎に産業別の労働生産性を、四半期毎に製造業の労働生産性を、それぞれ公表している。労働生産性は、雇用政策の観点からは、雇用変動や賃金・報酬変動を予測するための基礎的指標であり、非常に重要な統計指標である。米国でも、レイオフや賃金上昇などを予測するために労働生産性が利用されている。

#### 5．今後必要とされる対応

第一に、同一統計調査内で自己完結的に生産量と雇用量の関係を把握することについては、既存統計の調査事項の拡充（たとえば毎月勤労統計調査に生産動向項目を追加するなど）もあるが、これは調査者負担増などの課題もあり、長期的課題である。

ただし、毎月勤労統計調査や賃金構造基本調査と工業統計表などのリンクなどは、事業所番号を省庁間で統一化することにより可能となると考えられる。ビジネスレジスターの整備により統計間のリンクが可能となれば、我が国でも Employer-Employee データを利用することが出来るようになるはずであり、多くの労働市場の課題を実証的に明らかにすることが可能となるだろう。

第二に、非正規雇用者の実態把握については、喫緊の課題であり、早急に継続的調査を開発する必要がある。これまでの「労働者派遣事業に関する調査」のような数年おきの周期調査ではなく、少なくとも年に1回、決まった調査項目で継続的な調査を実施することが必要である。その際に、「どこで」「だれが」「なにを」「どのように」「どのくらい」働いているのか、を正確に把握出来るよう調査事項を工夫する必要がある。

第三に、地域別の失業構造の把握については、労働力調査の標本拡大も視野に入れつつ、既存の統計調査を利用した統計指標の開発を検討すべきである。たとえば、『雇用保険事業月報』に掲載されている、都道府県別（あるいは公共職業安定所管内別）の雇用保険被保険者数と受給者実人数から、失業率指標を作成・公表していくことも可能である。ただし、雇用保険受給者のみが失業者ではないため、『雇用保険事業月報』の指標は労働市場全体の状況を把握できないという問題もある。地域別労働市場の政策立案と評価が可能となるような統計指標の作成・公表は出来ないか<sup>1</sup>。

第四に、労働市場のフロー統計の充実については、労働力調査を利用して、性別、年齢別、産業別、職種別に、(1)期首に就業している者について、期末の就業状態、(2)期首に失業している者について、期末の就業状態、(3)期首に非労働力である者について、期末の就業状態、といった統計指標を推計し公表できるはずである。

第五に、労働市場のフロー統計の充実に関連して、雇用動向調査を元にして雇用創出・消失指標を推計し、公表できるはずである。

第六に、労働市場の需給調整の経路が多様となっている点については、未充足求人を、事業所あるいは企業に対して直接に調査するなどがある。現に、雇用動向調査では未充足求人数を半年ごとに把握している。今後、毎月勤労統計調査で未充足求人数を毎月調査するよう検討すべきである。

第七に、産業別に労働生産性を把握するために、労働投入量（＝労働者数×労働時間）を正確に把握できるようにしなければならず、既存統計調査の改良が望まれる。毎月勤労統計調査では、当該事業所と雇用契約をしている労働者（例えば、当該事業所で働いている派遣社員を含まない）について調査しているが、当該事業所で働く労働者（同派遣労働者を含む）についての調査も必要であろう。また、パート・アルバイトや契約社員、有給家族従業者などの労働時間をより正確に捕捉する必要もある。

## 6. 期待される効果

90年代後半以降、我が国の労働市場の構造は、失業率上昇、地域間の失業率・求人倍率の跛行、非正規雇用の増加など、大きく変化している。ところが、これらを正確に把握し、政策立案や評価の元になるような統計調査および統計指標の整備は立ち後れていた。

以上のような統計の整備によって、失業構造の把握、非正規雇用の把握などが可能とな

---

<sup>1</sup> 長期的には労働力調査の標本数拡大を視野に入れるが、短期的には公共職業安定所管内別の統計指標の開発が考えられる。例えば、雇用保険事業月報のバイアス(労働市場全体の状況を把握できていない)を労働力調査などで修正し、その上で地域別の失業率指標を推計するなどが考えられないか。

り、今後の雇用政策の立案と評価に大きく貢献するものと思われる。

また、先進各国で整備されつつある Employer-Employee データが、我が国でも整備が進むことで、今後の雇用政策の立案と評価に大きな貢献を与えるものと考えられる。例えば、事業所の生産が増加したときに、どういった属性の労働者の需要を高め、賃金・報酬を高めるのか、あるいは企業のワークライフバランス施策が労働者の消費や出生行動などにどう影響するか、事業所で解雇あった場合にどういった労働者が解雇に応じ、それ以外の労働者はどのような行動を取るのか、などを検証することが可能となる。こうした分析が政府で可能となれば、雇用政策を検討し評価する上で重要な情報を提供できることになるだろう。

(別紙)

## GDP 統計作成上に関わる問題点とその改善方向

### (1) 毎月勤労統計調査のサンプル替えの変更

毎月勤労統計調査の5～29人事業所のサンプルが、1月と7月に1/3ずつ入れ替えられることから、所定内給与等に断層がみられることがあり、GDP 統計における所得の推計に支障を来している。サンプル替えを工夫することで、こうした断層をなくせないか。

### (2) 退職者数、退職金に関する調査

QE における退職金の推計に用いている、毎勤統計の離職率には、事業所間の異動も含まれている。これを、離職事由を「解雇、退職」、「転勤等」に分離すること等により、企業を退職した人の比率を把握する工夫が出来ないか。また、毎勤統計で退職一時金を調査することは出来ないか。

### (3) 公務部門に関する賃金等の把握

公務部門に関する賃金、労働時間等の情報が把握できておらず、所得推計に支障を来している。公務部門について賃金、労働時間等に関する統計調査の開発、もしくは代用できる行政記録を公表、を検討すべきではないか。

## グローバル化関連統計の整備

2008年7月4日

富浦 英一

## 1. 検討の対象とする範囲

グローバル化関連統計のうち、実物的側面に焦点を当て、伝統的な分野である日本の貿易（財・サービスの輸出入）に加え、近年重要性が高まっている日本企業（日本国内で事業活動を行っている企業）による海外における事業活動について、複数の省庁の統計にまたがる問題を中心に検討する。

## 2. 現状

## (1) 貿易に係る統計

財の貿易については、財務省関税局による通関業務に伴い収集された情報が蓄積され、詳細な品目別の輸出入額も公開済みであり、品目分類（関税分類）の国際的共通化も進展している。また、企業・事業所を対象とした一部の統計でも、貿易関連の調査が行われている（例：「経済産業省企業活動基本調査」の海外との取引額、「工業統計」の直接輸出額）。なお、貿易統計の基礎となる輸入・輸出申告書にも、輸入者・輸出者に関する情報は記載されている。

サービス貿易については、外国為替及び外国貿易法（外為法）に基づく「支払又は支払の受領に関する報告書」（支払等報告書）（以下では「外為法報告書」と略記）の届出に伴い日本銀行に蓄積される業務情報が主たる基礎となって、国際収支におけるサービス貿易の統計が整備されている。

## (2) 海外事業活動に係る統計

「海外事業活動基本調査」（経済産業省、以下では「海事調査」と略記）が、海外現地法人（10%以上出資法人、過半出資子会社が過半出資する孫会社）について、常時従業員数、地域別売上高（現地販売、対日逆輸入、主要地域別輸出）、地域別仕入高（現地調達、日本から、主要地域別）、主要費用項目、設備投資額、研究開発費等、比較的詳細な項目を調査している。他方、海外現地法人を広範にカバーした民間のデータベースも商業ベースで販売されている。

## 3. 問題の所在

## (1) 海外現地法人に関する母集団情報

海外現地法人に関する統計調査において、最も基本的な問題として、調査対象となる海外現地法人の適切な母集団情報がない点がある。このため、代表的な統計調査である「海事調査」の毎年の回収率が安定していない場合でもその補正が困難である。指定統計でな

いこともあって、回収率も高くない（公表回収率（過去10年 56.0～73.5%）は、本社企業であって、現地法人の捕捉率ではない。）ことを考慮すれば、何らかの対応が求められる。また、同調査は国際展開が注目される金融・保険業等を調査対象業種として含んでいない点も課題である。

日本企業の海外展開が広がる中であって、輸出入だけで日本経済のグローバル化を測ることはもはや困難である。そのため、一つの重要な尺度として海外生産比率が用いられることが多いが（最新調査で過去最高の18.1%を記録）その算出は上記のような限界を伴う「海事調査」に依存しており、過小推計のおそれが強い。逆輸入が日本の総輸入に占める割合や現地法人向け輸出が総輸出に占める割合についても、日本の貿易に与える影響との関連で言及されるが、同様の問題が避けられない。

他方、我が国で広く活用されている民間のデータベースである「海外進出企業総覧」（東洋経済）は、「海事調査」よりも広範な海外現地法人をカバーしているが、親会社や我が国に与える影響を評価するのに必要な地域別の出荷・調達に関する情報がない。

平成21年に実施予定の「経済センサス-基礎調査」においても、子会社に親会社を記入させる方式であり、海外子会社については、社数のみの回答で、個別の子会社名は把握されない計画である。従って、産業空洞化が懸念されても、海外現地法人活動の拡大・開始が日本経済に与える影響がどの程度であるかについての全貌を定量的に把握する統計的基礎が今後も存在しない状況は何ら改善されないままである。

また、「海事調査」の調査項目は比較的詳細に用意されているが、ASEAN等で日本企業の生産・調達・流通ネットワークが近年精緻に展開されてきたことから、複数の国々に立地する海外子会社間の貿易、親会社からのサービス提供等、重要化している活動で現状の調査では把握し得ないものが出てきている。

## （2）貿易に係る情報の利用

グローバル化が企業パフォーマンスに与える影響（輸出、海外委託等が生産性を高める効果等）については、実社会だけでなく国際経済学研究においても注目が集まっている。特に日本経済にとっては、人口減少に伴う国内市場の成長低下、グローバル化等を考えると重要な問題である。

しかし、公開されている貿易統計のみでは、財の輸出・輸入を行う企業の特徴を知ることができない。他方、企業・事業所を対象とした他の統計では、貿易に関する項目は非常に粗いものとどまるが（例えば、工業統計で輸出額の品目・地域別内訳は不明。）これらの統計で貿易調査項目を増やすのは、貿易統計と重複して記入者負担増になる。

また、輸出入申告書に記載されている貿易形態別の一部の情報（委託加工等）については、国際分業の進展を詳細に把握する貴重な情報にも関わらず、一般に広く公開されている集計された貿易統計に反映されていない。

サービス貿易については、「外為法報告書」が電子化されていないこともあって、既存区分での国際収支の集計値を作成する以外に貴重なミクロ情報が活用されていない状態にあ

る。

#### 4. 海外における状況

##### (1) 海外事業活動の調査

米国では、商務省 BEA により、回答が法的に義務付けられた US Direct Investment Abroad が実施され、1977 年以降のデータが蓄積されている。間接所有を含め 10% 以上出資の全海外法人に対する調査を 5 年おきに実施している。それ以外の年は一部企業の調査だが、母集団情報に基づくサンプリングとなっている。経理事項、従業者数、賃金等に加え、企業内貿易も調査されている。

米国以外でも一部の国々において、海外事業活動の詳細な調査が実施されている。例えば、フランスで、回答義務付け調査に基づいて、毎年、海外法人の従業者数等を把握している。スウェーデンでも、全企業対象の簡易調査や、限定企業への詳細調査が行われている。

##### (2) 貿易統計の活用

貿易形態別に再集計した貿易統計データが、近年、米国で活発に利用されている。例えば、Feenstra, R., and G. Hanson (2005) “Ownership and control in outsourcing to China,” *Quarterly Journal of Economics* 120, pp. 729-761 は、企業所有形態（外資系等）とオフショア・アウトソーシング（委託加工貿易）の関係という最近注目されているテーマについて、地域、品目別に細分された中国の貿易統計データを用いて分析している。

更に進んで、欧米では、通関情報と個別企業のミクロ統計を統合したデータベースが整備されている。例えば、米国では、関税局の通関情報（1993-2000 年における \$2500 以上の全輸出、\$2000 以上の全輸入取引に関する 10 桁関税分類、金額、数量、相手国等）を、企業の Employer Identification Number を用いてセンサス局の全事業所パネル・データとリンクさせたデータベースが構築されている（Bernard, A., J.B. Jensen, and P. Schott (2005) “Importers, Exporters, and Multinationals: A Portrait of Firms in the U.S. that Trade Goods,” NBER Working Paper No. 11404）。米国では、貿易相手が関連会社（直接・間接に 10% 以上保有）であるかについても個別輸出入の申告書に記入させているので、企業内貿易の情報もリンク対象となっている。

フランスにおいても、製造業の全企業について、税務情報に基づいて INSEE で構築された企業 B/S データベースを通関情報と SIREN ID を用いてリンクさせている。B/S 以外の変数（国内生産等）が含まれていないなどの制約はあるが、全ての輸出入を企業別・相手国別に網羅している。このデータベースを用いた分析としては、Eaton, J., S. Kortum, and F. Kramarz による “Dissecting Trade: Firms, Industries, and Export Destinations,” *American Economic Review* 93 (2004), pp.150-154 や、“An Anatomy of International Trade: Evidence from French Firms,” CREST Working Paper (2007) 等があげられる。

## 5. 今後必要とされる対応

### (1) 海外子会社活動の包括的調査

平成 21 年の「経済センサス基礎調査」において、国内の子会社側から親会社を把握することができるが、子会社が海外に立地する場合には調査の枠外のままである。日本経済にとって企業が国内に立地するか海外立地を選択するかは政策上重要な関心であり、また、親会社にとっては子会社の運営を経営上内外一体で行っていることが多いと考えられることから、将来（例えば平成 26 年）の「経済センサス」においては、海外子会社についても国内子会社と同様に悉皆的な情報を収集することが必要である。そして、この母集団情報を用いて、海外子会社を有する全企業を対象として、海外子会社活動に関する調査を行うことが有益である。その際、個々の海外子会社に直接ではなく、国内親会社に対して、自らの有する海外子会社を一括して調査する方式が、回答義務付けとの関係で適切と考えられる。

調査項目の中では、モノの取引把握をより実態に合わせる（日本国内の親会社だけでなく第三国に立地する他の自社海外子会社との取引を含む企業内貿易）だけでなく、サービスのオフショア・アウトソーシング関連の項目を特に充実させることが、業務の外部化に関する国内調査充実（「企業活動基本調査」の関連調査項目拡充等）と平仄を合わせたサービス統計充実の一環としても重要である。なお、調査票については、既存の「海事調査」をベースとした詳細版と、対象企業の拡大を考慮した簡易版（大企業・中小企業、詳細・簡易調査年、子会社・他現地法人）に分けるのが現実的な一案と考えられる。

経済産業省は、こうした包括調査の実施に向け、海外における類似調査に関する情報収集・分析、調査票の設計、既存関連統計調査の整理、予備調査の実施等の準備作業に速やかに着手する必要がある。

### (2) 貿易データの高度利用

貿易統計については、統計を取り巻く資源の制約を考慮すると、統計の収集範囲を拡大するよりも、既に蓄積されたデータの利用を一層高度化することが課題である。

財の貿易に関しては、まず当面は、輸出・輸入申告書に記載されていて未だ十分に統計に活用されていない貿易形態別の情報（順・逆委託加工契約）について、貿易相手国別、品目別に全国レベルで再集計したデータを、個別取引が特定されない範囲で、その他の貿易統計と同様に公開を進めることが有益である。

次いで、平成 21 年の「経済センサス-基礎調査」にもとづく母集団情報の提供を関税局が受け、通関情報の利用高度化に活用すべきである。企業の母集団情報を関税局において利用することにより、輸出入行動を当該企業の企業特性（外資比率等）と関連付けて把握することが可能となる。

更に長期的には、通関情報を企業統計ミクロ・データとリンケージさせることが非常に有益であろう。具体的には、輸出・輸入申告書に記載された情報（輸入原産国・輸出仕向国、品目分類（関税分類を国内産業分類に合わせて統合）、輸出入金額、委託加工貿易等）

を、輸出者・輸入者（日本輸出入者標準コード取得法人に限定）の情報を用いて、別途既に収集・整備されている法人企業統計等の企業統計データにおける当該企業の情報とリンクさせることとなる。なお、リンク作業については、調査対象企業のビジネスへの影響を避けるために一定期間を経過した年次以前に限り個別企業が特定される値は公開しないなど慎重な注意を要することから、関税局における具体化に当たっての検討も必要である。

サービス貿易については、外為法業務の過程で収集されている貴重な情報の高度利用が可能となるよう、例えば、紙で届け出られた「外為法報告書」を電子的に記録し始めるなど、まずは将来に向けた準備を整えることが必要である。その上で、長期的な検討課題としては、個別取引が特定されないよう細心の注意を払いつつ、「外為法報告書」に記載された企業情報を他の企業統計と結び付けて活用していくことは、財の貿易に比べ実態が十分に明らかではないサービス貿易の解明のために重要である。

## 6. 期待される効果

### (1) 日本経済グローバル化のより正確な実態把握

日本経済にとって今後更に重要性が高まると予想される日本企業の海外活動のうち、少なくとも海外子会社分について、その全貌把握が格段に正確になると期待される。例えば、空洞化との関連で頻繁に言及される海外生産比率や逆輸入比率がよりの確に全体像を反映した数値となる。

また、財の貿易統計の情報を高度に利用することは、例えば、輸出・海外委託加工・部品輸入の拡大が国内の雇用や生産性に与える影響の評価、中小企業の海外販路拡大の支援、海外生産が輸出入に与える影響の評価等に資すると期待される。

更に、「外為法報告書」情報の高度利用が可能となれば、拡大を続けているサービス貿易の詳細な実態、特に、世界経済に大きな影響を与えている多国籍企業の企業内取引の把握にも資するであろう。

### (2) 記入者負担増を伴わない行政情報の高度利用

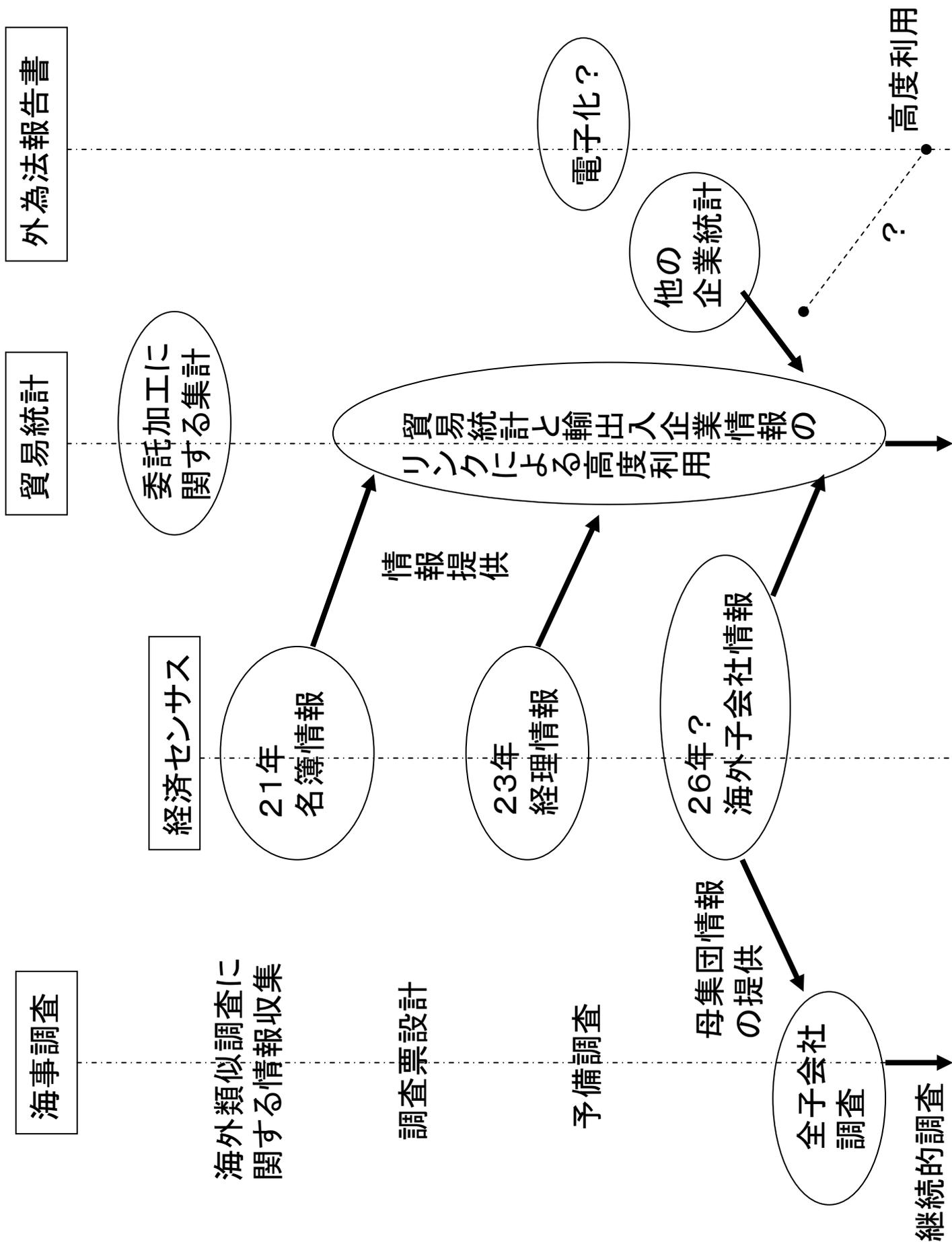
通常の行政事務に伴って収集された貴重な情報をこれまで以上に有効に高度利用することとなる。また、今後構築されることとなる企業リンク・データは、関税・外為法関連業務の向上にも活用しうるものと期待される。

なお、財とサービスのいずれにおいても、企業に係る貿易統計関連の記入者負担が増えることは全くない。（他の企業統計における関連調査項目の簡素化が将来図られることとなれば、全体としての記入負担はむしろ軽減される。）海外事業活動の調査についても、既存の「海事調査」との関係を整理し、更に、関連調査である「海外現地法人四半期調査」、「外資系企業調査」等の統合・簡素化も視野に入れれば、中小企業の海外展開が実際には限られていることもあり、記入者負担増加の問題は深刻とはならないと考えられる。

(表) グローバル化関連統計の現状

企業のグローバル活動	現在の 主な 統計	残されている主な課題
貿易(財)	貿易	輸出入企業情報とのリンク
うち企業内貿易	海事 企活	「海事調査」の母集団情報整備、 貿易統計の企業情報活用
うち委託加工貿易	貿易	集計情報の公開
貿易(サービス)	外為	高度利用に備えた電子化
うち企業内貿易	-----	「外為法報告書」情報と企業統計 のリンク
貿易(オフショア・アウトソーシング) (サービス:財の別、企業内も)	中小実	「企活」・「海事調査」項目の拡充、 貿易統計・「外為法報告書」の活用
海外(生産・出荷)	海事	母集団情報の整備
逆輸入、現地、第三国の別	海事	母集団情報の整備
企業内貿易	海事	母集団情報の整備、 「海事調査」項目の拡充
海外(調達)	海事	母集団情報の整備
現地、日本、第三国の別	海事	母集団情報の整備
企業内貿易	海事	母集団情報の整備、 「海事調査」項目の拡充

(注)「貿易」は貿易統計、「海事」は海外事業活動基本調査、「外為」は「外為法報告書」(外為法における収支等報告書)、「企活」は企業活動基本調査、「中小実」は中小企業実態基本調査の略。



## 統計の重点的・戦略的整備（財政統計）

岩本 康志

## 1. 検討の対象

WG で検討される統計の重点的・戦略的整備の課題のうち、財政分野に関するものを、

- 1 財政分野の統計の基幹統計化についての考え方
- 2 一次統計としての財政統計の課題
- 3 調査客体としての政府部門のあり方
- 4 加工統計整備の課題

の順にまとめる。3, 4の課題については、詳細に検討するため、別項を立てる。また、現状では長期的課題と整理しなければいけないが、重要な課題である四半期の政府財政統計の整備の考え方を、補論としてまとめている。

## 2. 財政統計に求められている課題

## (1) 財政分野の統計の基幹統計化についての考え方

財政分野の統計は、政府の会計情報をもとに作成されていることから、一般の統計調査による統計とは違った特質をもっている。あえて政府会計を統計の概念に擬制すると、仕訳データ（行政記録）、決算（業務統計）と見なして考えることになる。さらに決算から構成される統計は加工統計となる。

統計品質の確保に該当するものとして、国・地方公共団体の会計は議会制民主主義の統制下にあることから、財政統計を基幹統計化することで統計法によって追加的に品質確保の手段をとることの意義はない。

国・地方の代表的な統計を具体的に検討すると、以下のようなになるが、基幹統計化の必要性は薄いものと考えられる。

「財政統計」（財務省）は、国の予算・決算の比較的単純な転記・集計であることから、品質低下の懸念は小さい。

「地方財政状況調査」（総務省）は、地方公共団体の決算情報を統一した形式で集計するものであるが、個別団体の情報も公開すべき性質のもので、かつ公開していることから、データベースの性格をもつものと考えらるべきである。

## (2) 基礎統計としての財政統計の課題

財政分野の統計は、政府部門の活動の指標として、各種の加工統計のための基礎資料として用いられてきた。しかし、その多くは年度データであり、より短い周期のデータに対するニーズ（国民経済計算・QE、生産指数統計等）に十分に答えられていないところがあ

る。また、公表時期の早期化も求められている。

政府の会計は、議会の議決によって年度単位で賦与された歳出権限が適正に執行されていることを担保する目的をもつものであり、四半期あるいは月次単位で状況を把握する観点はないに等しい。しかしながら、経済活動の動態を民間・公的部門を横断的にとらえる統計の存在は、経済政策および民間活動の意思決定に対して、非常に重要な価値をもつものであり、政府部門はこのことに関する認識を深める必要があるだろう。

例えば、公務等活動指数の基礎統計の精度には課題が多い。例えば、「公務」大分類を対象に「毎月勤労統計」に相当する調査をおこなえば、ある程度の質をもつ統計が確保されるのではないか。「公務」対象の「毎月勤労統計」は、国民経済計算（QE）、GDPギャップの精度向上にも資する。

国民経済計算のQE推計において、政府部門の四半期データが十分に整備されていないことが問題になっている。また、SNAは暦年データが基本であるが、政府部門のデータは年度が基本となるため、暦年データの推計に誤差を生じる可能性がある。正確な四半期データが得られれば、暦年データの精度が向上する。WG2で提起された国民経済計算（QE）の改善案に沿った整備を進める必要がある。

### （３） 調査客体としての政府部門のあり方

基礎統計としての財政統計の整備を進めるに当たって、調査客体としての政府部門の責務をきちんと認識する必要があるのではないか。

民間・公的部門を包括してとらえる必要のある統計が数多く存在する。政府部門は民間に対して回答のための負担をかけて調査への協力をお願いしている以上、ニーズがあるものに対して、政府部門も少なくとも民間なみの調査に回答する責務があるのではないか。また、直接のデータを全数調査によって集計するシステムを構築すれば、民間を対象とした統計よりも質の高い統計を作成することも可能である。

かりに負担の重さを理由に回答できないということがあれば、民間をお願いしている統計調査がどうして成立しえよう。

ただし、会計情報に関わるものについて、国・地方公共団体が現金主義会計であることが統計整備を進める上で大きな課題となっているので、3節で別に整理する（これらは公会計改革を進めるなかで間接的に統計整備に寄与する課題となるので、直接に統計整備のための基本計画に含まれるものではない）。

### （４）加工統計の課題

財政分野の加工統計について、整備を図っていく必要がある。

まず、重要度が高く、早急に整備を図る必要があり、また技術的に可能である課題であって、基本計画期間中の早期に整備・解決すべきものとして、  
・政府諸機関の分類を国際基準と調和させる。

- ・政府財政統計（GFS）を整備する。
- ・政府支出の機能別2桁分類（COFOG）を整備する。
- ・社会保障統計と財政統計を調和させる。

があげられる。4節でこれらの詳細をのべる。

さらに、基本計画期間中に取り組むべき課題としては、

- ・公会計，SNA との調和を図る。

があげられる。

### 3．政府会計の現状：現金主義会計の問題点

SNA が必要とするのは発生主義での情報であるが、国・地方公共団体の会計は現金主義でおこなわれている。正規の会計が現金主義であることは財政法等で規定されているところであり、統計改革を扱うこの資料ではそのことは与件とする。このような状況のなかで、まず、四半期での調査に対して現金主義の計数を回答した場合に生じる困難を整理する。

（1）資本支出は発生主義の数値を得るのに困難を抱える。

（2）会計年度の所属は発生主義によっているが（例えば3月の庁舎の電気代は4月に支払っても、3月が属する年度の支出とする）、記録は現金主義のため、年度終了後の2か月間に出納整理期間を設けている（5月までの出金を記録するため。発生主義であれば3月末に未払費用を計上するので、出納整理期間は必要ない）。四半期の所属を発生主義とした場合、出納整理期間を設けると、速報性が損なわれる。2か月以上出金が遅れたものは期間の所属が発生主義からずれる。

（3）四半期の所属に発生主義をとらず現金主義とした場合、決算データと違った性質のものになることに注意しなければいけない。

つづいて、四半期での調査に対して発生主義の計数を回答した場合に生じる困難を整理する。

（1）会計情報システムが発生主義に対応していない場合、年度ベースよりもはるかに限られた情報のなかで回答をおこなうことを余儀なくされ、回答に大きな誤差が生じる可能性がある。現金主義会計では正確に支出が記録されていても、このような誤差の存在によって、政府の支出がどのように使われたのか大雑把にしかわからないかのように見える状況が生じ、国民の反発を買うおそれがある。反発は誤解ではあるが、国民が納得のいく説明をできるかどうかは課題である。

（2）会計システムが発生主義に対応していない場合、回答に多大の労力がかかるというのは、上にのべた理由によって、困難とはみなさない。

かりに国・地方公共団体がこうした調査に回答できないとしたら、調査のために仮決算をして「法人企業統計調査」にご協力いただいている中小企業に対して、何と言って申し開きをすればいいのか。

現在の環境で、精度の高い発生主義の計数を四半期で適時に得ることは、非常に困難である。会計情報システムが仕訳の時点から発生主義会計にも対応するシステムとなっていれば、中間財務書類の作成を円滑におこなうことが可能になり、四半期データでの回答の障害がなくなると考えられよう。

公会計改革によって、国ではすでに発生主義の財務書類が作成され、地方でもすべての自治体で作成されるように整備が進んでいるところである。情報開示と説明責任の履行、財政活動の効率化・適正化に大いに寄与するものとして、未作成の地方公共団体での早期の作成が望まれる。なお、現状では正規の会計が現金主義であるという制度のもとで発生主義計数を作成するため、決算を組み替えて発生主義の書類を作成する手順となっており、作成に多大の労力を要しながら公表時期が遅くなることで、会計に求められる要件である適時性（timeliness）に問題を抱える。今後のシステム更新の際に、仕訳の段階から発生主義会計にも対応する会計情報システムが導入されれば、省力化・迅速化が図られることが期待される。東京都は、システムの段階から発生主義に対応した先進的な取り組みをおこなっている。国・地方公共団体のより積極的な対応が望まれる。

#### 4．基本計画期間中の早期に整備・解決すべき加工統計の課題

##### （１） 政府諸機関の分類を国際基準と調和させる。

国民経済計算での公的部門と民間部門との分類は、国際基準との乖離があり、調和を図る必要がある。また、国内統計との間にも差異があるが、これも調和を図っていくことが望ましい。国民経済計算での格付けの見直しは他統計にも影響を与えるので、優先順位は高く、早急に取り組む必要がある。

##### （２） 政府財政統計（GFS）を整備する。

財政分野の加工統計として代表的なものは、IMF が国際基準を策定し、各国の年次データを集計している、政府財政統計（GFS）である。その主たる利点は、経済と財政を整合的にとらえることが可能、また国際比較が可能なことであり、経済財政運営の重要な指標として利用されるべきものである。日本はかつて調査票に十分に回答してこなかったことから、整備を促されてきた。現在は国民経済計算の数値を組み替えて報告することで、一定の品質をもった統計となっているが、万全とはいえない。現在未回答となっている項目の推計を早期に整備する。

GFS は 2001 年のマニュアルの改訂により、SNA との調和が進展しており、GFS 整備の課題は SNA 整備の課題とも重なる。資本ストック、金融勘定で未推計となっている項目は他制度部門にも共通する課題であるので、SNA の改善課題と整理して取り組む。COFOG は GFS/SNA の整備課題であるが、作業量の観点から下記に別項目とする。その他の課題について、国民経済計算推計で現状収集されているデータで推計可能なものは比較的対応

が容易であると考えられる。

( 3 ) 政府支出の機能別 2 桁分類 ( COFOG ) を整備する。

COFOG は現在、10 項目の 1 桁分類を表章しているが、OECD がより詳細な 2 桁分類の年次データの収集を図っている。この統計が整備されれば、わが国の政府支出をより詳細な分類で国際比較することが可能になり、政策立案に大いに寄与することが期待される。中央政府の項目は現在の国民経済計算推計作業で収集しているデータに詳細分類のコードをつけることで対応可能であり、作業のための資源を確保して整備を進める。地方政府の項目は基礎統計の「地方財政状況調査」と対応がとれる項目の整備を進める。対応がとれない項目の推計方法の検討を進める。社会保障基金の項目は社会保障統計との調和を図る作業と一体となるので、別掲する。

( 4 ) 社会保障統計と財政統計を調和させる。

COFOG での社会保障分野は、主として「7 保健」と「10 社会保護」である。詳細分類については、前者は OECD で基準が作成されている SHA( A System of Health Accounts )、後者は Eurostat で基準が作成されている ESSPROS( The European System of Integrated Social Protection Statistics ) に基づいている。OECD がデータを収集している SOCX ( Social Expenditure ) が ESSPROS を基盤にしているので、わが国が OECD に提供する SOCX との整合性をとりながら、COFOG の 2 桁分類を整備する。

その際に、国内の社会保障統計との調和を図っていくことも重要である。現在の「社会保障給付費」、「国民医療費」は SNA と整合的でなく、国際比較も可能でない。社会保障統計は、SOCX およびその基盤の ESSPROS と整合性をもつものとして整備する必要がある ( SOCX は支出面のみの統計であり、財源を示すには ESSPROS に準拠する必要がある )。保健・医療統計は SHA を基幹統計化して整備していくことが望ましい。

## (補論) より長期的課題：四半期 GFS へのロードマップ

### 1.(事例) EU での取り組み

EU では、加盟国の四半期の GFS 統計が収集・公開されている。わが国での取り組み方を考えるにあたって有益と思われる EU の経験として、以下の 3 点を指摘できる。

(1) EU 統計では、年次・四半期 GFS は ESA (European System of Accounts) の一部である。

国際基準では、GFS と SNA は別の基準となっている。両者の調和は図られているが、若干の相違を残している。日本での GFS 作成についても、国際基準に合わせるのか、国内で国民経済計算と統一するのかを、選択肢として考えることができる。

(2) 段階的に整備が図られている。

関係する EU 規則は、2000 年に税と社会保障の負担と給付の作成、2002 年に一般政府の非金融勘定の作成、2004 年に一般政府の金融勘定の作成の段階を踏んで制定されてきた。

(3) 直接情報を用いることが推奨されている。

EU 規則では、税と社会保障の負担と給付の各項目の価額の 90% 以上は、会計や行政記録のような直接情報に基づくこと、その他の項目もできる限り直接情報に基づくことを規定している。

### 2.理想と現実

国民経済計算の公的部門の統計は現在、決算、一般目的財務報告に多くを依拠して作成されている。国・地方の決算は現金主義なので、加工統計作成側で発生主義計数への変換がおこなう必要がある。

制度単位の全数から情報を得ることから、年度データは精度の高い推計が可能である。しかし、基礎統計を受動的に利用する状況のもとでは、「データの制約」の問題から、推計精度が課題となることがある。問題は、四半期データが利用可能でない、四半期・月次データが利用可能でも公表が遅い、GFS/SNA のニーズに合った表章となっていない、等である。

四半期 GFS では、以下のような条件が満たされれば、非常に精度の高い (EU でもまだ実現していない) 理想的な統計が得られるだろう。

- ・すべての項目について会計あるいは行政記録の情報が直接利用できる。
- ・制度単位の全数から、迅速に情報が得られる。
- ・年次・四半期が境目のない方法で推計される。

このような条件が満たされるためには、会計情報システムが発生主義に対応し、発生主義での財務書類が整備され、GFS 作成のための情報がそこから直接得られることが理想である。ただし、財務書類にはそれ本来の目的があって、GFS 作成のためのすべての要望に応えることはできないかもしれない。その際には、別途の直接情報に基づいたデータが加

工統計作成のために利用可能となる必要がある。

### 3. ロードマップ

理想と現実の差を埋めていくことが、精度の高い四半期 GFS を得るための手段である。そのための道筋として、以下の4項目が重要であると考えられる。

#### (1) 発生主義財務書類を整備する。

四半期の一般目的財務報告が整備され、そこから GFS/SNA に必要な情報が入手できれば、統計の品質は飛躍的に改善する。ただし一般目的財務報告がすべてのニーズに応えられないときには、別途の直接情報に基づいたデータが加工統計作成のために利用可能であることが望ましい。

早期のデータ利用が必要なので、会計システムにおいて仕訳入力時から発生主義に対応したシステムとすることが望ましい。

#### (2) 公会計基準と SNA 基準の調和を図る。

国際基準では、93SNA 改訂に際し、ISPAS (International Public Sector Accounting Standard) と SNA の調和を検討する WG が設けられた。両基準が調和することで、加工統計の作成環境が改善される。

公会計改革は、統計改革とは独立して動いており、もちろん統計目的ではない。しかし、加工統計作成部局を財務報告の重要な利用者のひとつと位置づけ、GFS/SNA との関係に関心をもつことが望まれる。

#### (3) 現在の基礎統計を整備することで、喫緊のニーズに応える。

公会計改革が進むことにより、発生主義での計数が迅速に利用可能になる状況が到来することを期待したいが、まだ相当の時間を要すると考えられる。喫緊のニーズに対しては、現金主義会計での情報をもとに、WG2 で提起された国民経済計算 (QE) の改善案に沿った整備が必要であろう。ロードマップのなかでは、これらは発生主義の計数が利用可能になるまでの過渡的措置と位置づけられる。

#### (4) 地方政府のデータの集計システムを整備する。

日本は EU のどの加盟国よりも人口が大きい。1800 余りの地方公共団体のデータを迅速に集計することは、大きな課題である。行政機関と加工統計作成部局でどのようなデータをどのように受け渡すかについての研究が必要である。

## 資本ストック統計の方法論と基礎統計整備

野村浩二

2008年7月18日

## [検討課題]

検討課題を以下のとおりとする。

## .ストック概念と測定法

1. 「ストック統計」の範囲
2. 「民間企業資本ストック」の粗資本ストック
3. 「国民経済計算年報」純資本ストック
4. スtock概念と測定法
5. 主要国のストック測定法
6. JSNAにおける取組み

## .ストック統計の体系的構築と基礎統計整備

1. PIMの役割
2. 固定資本ストックマトリックスの開発
3. 固定資本マトリックスの開発
4. 基礎統計整備の方向性
5. 設備投資調査の拡充
6. 既存資産の設備投資調査：国富調査
7. 資産別経齡プロファイル
8. 物的ストック調査との相互チェック

## I. スtock概念と測定法

## 1. 「ストック統計」の範囲

「ストック統計」という用語は、SNAにおける国民貸借対照表（バランスシート）での非金融資産・金融資産から、企業会計における資産評価額（簿価）、あるいは建築物の延べ床面積や機械施設の台数まで、ときにはその測定単位によらず多種多様なストック量を包括して指し示すことがある。また一般にストック統計とは、加工統計であるJSNAにおける「国民経済計算年報（ストック勘定）」（内閣府）、「民間企業資本ストック」（内閣府）から、代表的な一次統計調査である「国富調査」（旧経済企画庁）そして物的ストック調査を中心とする「住宅・土地統計調査」（総務省）や「法人土地基本調査・法人建物調査」（国土交通省）までを含んでいる。

ここでは経済統計としてのストック統計に限り、内閣府において推計されている「貸借対照表勘定」・「民間企業資本ストック」および今後体系的に拡張されて構築されるべき「固定資本ストックマトリックス」における非金融資産（non-financial assets）の固定資産（fixed assets）の体系的整備を目的として、その加工統計としての構造の検討から、ストック量あるいは投資系列に関する各種の基礎統計整備に関する検討をおこなう。

## 2. 「民間企業資本ストック」の粗資本ストック

現在、産業別あるいは民間部門の生産分析においては資本能力量の代理変数として「民間企業資本ストック（GCSPE）」（内閣府）（年次／四半期推計）が利用されることが多い。現状の問題としては、資本財の分割がされてない（よって資本財ごとに時系列的に変化する品質の統御はできない）、現在の測定の理論からはその役割が見出しづらい粗概念の資本ストックであること、実質値のみが公表されており再現性・検証可能性の欠如から他の統計調査との比較検討ができない、など課題は多い。

図1は除却と償却を結合したときの能力量の減耗率を、集計レベルにおいて比較したものである<sup>1</sup>。ここで「本推計値」とは時系列的な投資財構成の変化（建設物のシェアは縮小し、IT 機器などの拡大）を反映しながら、一部資産では実測された償却率に基づいて測定したものである。そこでは、一国全体としてインフラを含むため減耗率は小さくなるが、それでも GCSPE（民間企業のみを対象）よりは大きい。近年は資本財構成に大きな変化がみられるが、GCSPE では（ の理由により）それを反映した減耗率の上昇トレンドも見いだせない。上記 と による違いを反映して、GCSPE の減耗率は能力量の指標として過小であり、ストック推計値自体は大幅に課題推計であると考えられる。

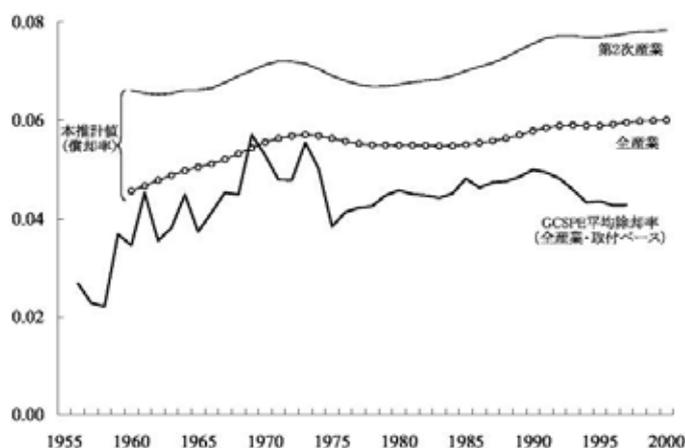


図1：除却と償却を結合した減耗率

<sup>1</sup> 野村浩二 『資本の測定 日本経済の資本深化と生産性』慶應義塾大学出版会, 2004年)

GCSPE は資本能力量の代理指標として使用されることが多いが、現状の推計値はレベルにおいて 20%程度過大であり、その成長率でも近年は過大推計であると考えている。やや古い比較であるが、表 1 参照をされたい<sup>2</sup>。固定資本のみを対象としたケースの成長率（Z は資本ストック量の trans-log 指数、Z\*は資本ストック量の輪集計値）を比較すれば、GCSPE はその成長率においても資本ストック成長率を過大推計していると考えられる。しかし、皮肉にもサービス量（K は資本サービス量の trans-log 指数）の成長率とは近似しており、このあたりが問題を隠している<sup>3</sup>。

表 1：資本ストックとサービスの成長率：GCSPE の過大推計

	Z	Z*	K		GCSPE
1960-65	9.11	7.80	13.88	<	11.55
1965-70	10.44	9.53	12.27	<	12.45
1970-75	9.56	9.25	9.96	<	10.10
1975-80	6.15	6.18	5.81	<	6.38
1980-85	4.80	4.69	5.24	<	6.72
1985-90	5.04	4.87	6.02	<	6.79
1990-95	4.42	4.40	5.08	<	5.15
95-2000	2.56	2.60	2.49	<	3.48
60-2000	6.51	6.16	7.59	<	7.83

### 3. 「国民経済計算年報」純資本ストック

現行の JSNA 貸借対照表勘定におけるストック推計は、資産別推計と制度部門別推計がマトリックスとして整備されておらず、その推計において内部的な整合性を欠いている。また、各種パラメータが 30 年ほど前よりほとんど何も更新されないままであることも問題視されている<sup>4</sup>。

現在の JSNA-NCS の推計法では、インフラ・受注ソフトウェアは定額法、その他資産はすべて定率法を仮定した純資本ストック推計がおこなわれている。表 2 にみるように、一国全体としての平均値としての 9.9%は大きな値であり、著者の推計では、第二次産業全体で 7.8%、相対的に大きな償却率を持つ電気機械で 9.2%である。かつて外国の研究者より、住宅の償却率 7.9%も高いのではないかとの指摘を受けたこともあるが、日本での推計では木造 5.8%、非木造 3.8%という試算値もあり、おそらく過大推計になっている（なお米国で

<sup>2</sup> Koji Nomura (2005) "Towards More Accurate Measurement and More Comprehensive Accounts", presented at the ESRI (Economic and Social Research Institution) Conference on Next Steps for the Japanese SNA, Tokyo, March 25, 2005. (Revised Paper KEO Discussion Paper No.97)

<sup>3</sup> 土地と在庫資産を考慮したより望ましい資本サービス（K）の成長率は 1960-2000 年で 5.89%であり、その意味では GCSPE は年率 2%ほど過大推計になっている。

<sup>4</sup> 仮定されていた資産別償却率（あるいは制度部門別償却率）は基本的に公開されておらず不明であったが再発見(?)されている(Nomura and Futakami (2005) "Measuring Capital in Japan - Challenges and Future Directions", 2005 OECD Working Party on National Accounts, Paris, France.)

の住宅の償却率はわずかに 1.1 - 1.4% )。しかしながら近年になって、カナダでは相当に高い償却率を示しており、いずれにしても時系列的な変化も含め、日本のデータによる検証プロセスが必要となっている。

表 2 : JSNA 貸借対照表勘定における耐用年数と償却率の仮定

Table 1 Service Lives and Depreciation Rates Used in the Present National Accounts

	T	$\delta$	JSNA-NCS*
<u>By Asstes</u>			
dwellings	28.0	7.9	251163
other buildings	37.4	6.0	250712
other structures	33.7	6.6	190913
transportation equipment	7.6	26.2	26332
agriculture machinery	9.2	22.2	2902
other machinery	10.6	19.5	175055
cultivated assets	5.4	12.1	1674
total	27.8	9.9	898749
<u>By Institutional Sectors</u>			
private non-financial corporations	15.4	13.9	469400
public non-financial corporations	27.1	8.1	92103
private financial corporations	25.9	8.5	24095
public financial corporations	35.5	6.3	553
general government	23.5	9.3	51172
private non-profit institutions	26.1	8.5	15510
households (including private unincorporated enterprises)	17.8	12.1	246368
total	18.2	12.3	898749

T: retirement age,  $\delta$ : depreciation rate to satisfy  $(1 - \delta) = V^{1/T}$  ( $V=0.5$  for cultivated asset, 0.1 for other assets.).  
 JSNA-NCS\* is the adjusted value from the JSNA-NCS fixed assets in the end of 2000 (billion yen), excluding consumption tax and the stock of infrastructure and custom software.

#### 4. ストック概念と測定法

かつては粗 (gross)・純 (net) の二分法が主流であったが、資本の能力と価値の明確な概念的分離と両者の関係性描写の定式化が明確におこなわれ、従来の粗概念は役割をなくし、生産的資本ストック (productive capital stock) と純資本ストック (net/wealth capital stock) が測定されるべき資本ストックとなる。ストック概念と推計方法の概略は図 2 のとおり。

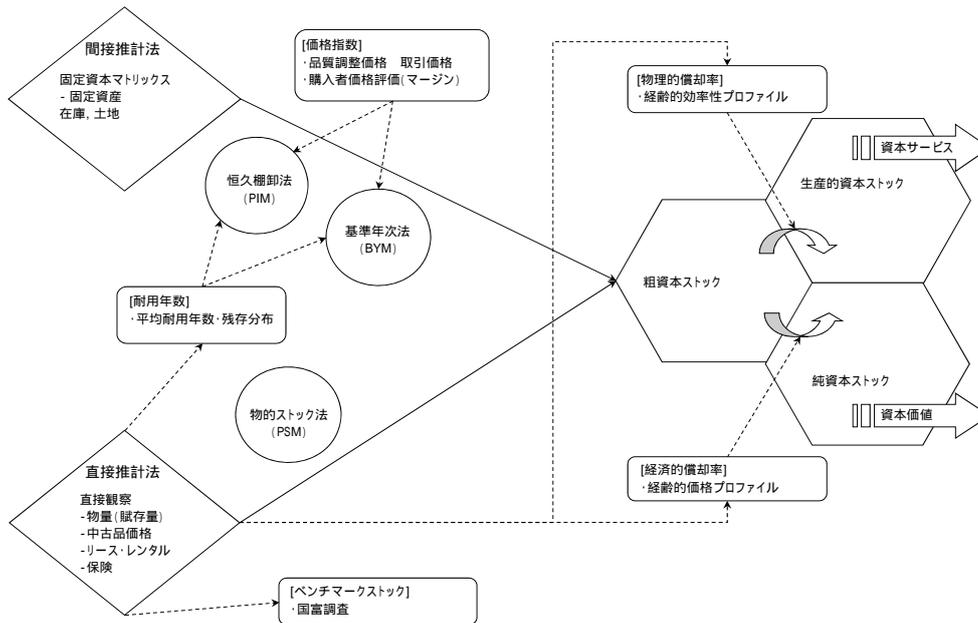


図 2：資本ストックの概念とその測定

(出典：野村「資本の測定 日本経済の生産性と資本深化」2004年)

資本ストックの標準的な測定方法は PIM (恒久棚卸法) である。推計方法においては国際的な標準化が進行している。大きな推進力は、Canberra II group (non-financial assets) およびそれと並行して作業が進んでいる OECD Capital Manual (forthcoming) である。そこでの勧告としても、基本的には間接推計に必要な情報として、経齡的 (時間を固定したままで年齢の変化のみを想定) 効率性プロファイル (age-efficiency profile) および経齡的価格プロファイル (age-price profile) を用いて純資本ストックおよび生産的資本ストックの概念によるストック量を推計する。また、より適切な資本投入量の概念として、資本サービス価格 (capital service price/user cost of capital) と資本サービス量の推計フレームワーク (1993 SNA Revision 1 へ向けて) の具体的検討が進んでいる。

## 5. 主要国のストック推計方法

米国では 1997 年に大幅に改定し、Hulten-Wyckoff などの一連の実証研究成果を受けて、ほとんどすべての資産で幾何分布を仮定 (geometric approach: BGA) する PIM (恒久棚卸法) へと移行している。役割を見出せない粗資本ストック推計は廃止され、純資本ストック (net/wealth capital stock) のみの推計されるようになっている。

米国を除く主要国の推計方法については、1997 年の Canberra I グループの議論での各国による報告を整理した「資料 1」を参照されたい。すでに情報は若干、古くなっているが、国富調査によっていた韓国も、1997 年調査をもってその歴史に幕を閉じている (1968, 77,

87,97の4回で終了)。ノルウェーやスウェーデンでは、建築物などの一部の資産において直接推計値を利用している。

#### 6. JSNA における取組み

旧国民経済計算調査会議では「資本ストック検討委員会」が平成16年12月24日から平成19年9月26日までこれまで6回開催され、問題の所在、国際標準であるPIMに基づく改定の基本的な方向性について委員会としてはほぼ同意が形成されていると考えられる。

内閣府経済社会総合研究所でのプロジェクトとしては、生産から投資、ストック、固定資本減耗、そして生産における資本サービスの投入までの内部整合性を保持すべくフレームワークの設計と抜本的な再推計に向けて進行中である。その基礎資料としては、設備投資構成および財の経齡的分布を求めるため「民間企業投資・除却調査」(承認統計)を調査設計し、平成18年・平成19年に実施してきている。

## ．ストック統計の体系的構築と基礎統計整備

### 1. PIM の役割

日本のストック統計の体系的な整備にむけて、基本的な方向性は(広義の)恒久棚卸法(PIM)によってフロー量(投資)と整合的なストック量の測定をおこなうことである<sup>5</sup>。PIMは投資系列から資本ストック推計をおこなうが、それ自体はいくつかのパラメーターに依存している。“もし”国富調査や物的ストック調査によって粗資本ストックなどが正確に把握できるのであれば、PIMではフロー量とストック量が対応するようにパラメーターを調整することで整合性を保持することができる。代替物ではなく、補完的である。

日本では、従来「PIMは投資系列のみから推計するので、国富調査や物的ストック調査は使用しないから、あくまでも安直な簡便法に過ぎない」<sup>6</sup>とするような批判も多く見受けられてきたが、それは誤りである。PIMは、体系的な資本推計において求められるストックとフローの整合ある関係式を与えるものである。もし仮に国富調査が毎年行われ、その測定値が正確であったとしても、JSNAとしては期末貸借対照表、資本調達勘定、そして調整勘定が体系的に描かれなければならないし、それは固定資本減耗(不変価格表示)の推計と整合していなくてはならずPIMという整合性保持は不可欠である。

### 2. 固定資本ストックマトリックスの開発

これまで日本のストックとしては、多様な測定単位(現在価格、簿価、再取得価格、物量)によるストック量を、体系的なく包括的に“ストック統計”として包括しており、必ずしも体系的な整備に繋がらない面もあった。(経済統計としての)ストック統計の体系的整備のためには、行部門に詳細な資産分類を持ち、列部門に民間公的部門別制度部門別産業別分類を持つ、統一された方法論に基づく時系列「固定資本ストックマトリックス(Fixed Capital Stock Matrix)」の開発が求められる。それは、有形・無形固定資産・インフラの生産的資本ストック、純資本ストック、土地ストック、在庫ストックなどのマトリックスを含み、非金融資産を包括して構成される<sup>7</sup>。JSNAストック勘定における固定資本ストックマトリックスは、フローの生産勘定における産業連関表のような役割を担い、体系的ストック統計の基幹として機能する<sup>8</sup>。

<sup>5</sup> PIMとはPerpetual Inventory Methodの名のように、長期の投資系列を必要とするが、ここで“広義のPIM”とは必ずしも過去の投資系列のみではなく、国富調査によるような初期資本ストックを持つようなベンチマークイヤー法(BYM)を含んでいる。

<sup>6</sup> 「統計行政の新たな展開方向」(平成15年6月)には「国民経済計算(純固定資産)及び「民間企業資本ストック」については、昭和45年実施の国富調査の結果を基に毎年の資産増加額を足し上げることにより推計されていることから、両統計の精度が低下している可能性が指摘されている。」とあるが、もしそれがPIMによる推計法自体による精度低下を示しているのであればそれは誤りである。PIMはフロー量とストック量の整合ある推計を要求するに過ぎない。

<sup>7</sup> 体系的なひとつの試算は、野村(2004)を参照。

<sup>8</sup> 「統計行政の新たな展開方向」(平成15年6月)では体系的なストック統計の構築について特に指摘は

固定資本ストックマトリックスは、集計値として JSNA「国民経済計算年報（ストック編）」における制度部門別期末貸借対照表勘定における純資本ストックを与えるものであり、また一方では民間部門の法人企業／個人企業別産業別投資額としては現行の「民間企業資本ストック」における粗資本ストックに置き換わるべき生産的資本ストックを提供する<sup>9</sup>。

固定資本減耗の改訂は JSNA においては 1968SNA 以来の重要な課題であるが、それ自体は資本ストック推計との完全な整合をはかるべきとして、簡便な推計手法によって推計されることは避けられてきた。固定資本ストックマトリックス（純資本ストック）の開発によっては、固定資本減耗の改訂がおこなわれるべきである。固定資本ストックマトリックスは、段階的に精度向上が図られるべきものであるものの、平成 22 年基準改定での導入を目指すべきである。さらには、1993 SNA Revision 1 に対応した議論として、「資本サービス投入量」としての加工統計の開発も固定資本ストックマトリックス開発の延長線上に行われるべきである。

### 3. 固定資本マトリックスの開発

固定資本ストックマトリックスの開発のためには、それと対応して加工統計としての設備投資を体系的に描写する、固定資本マトリックス（FCFM）（民間公的部門別制度部門別産業別資産取得）の時系列整備が必要である。それは所有者主義であり、中古資産や土地資産の取引、在庫品増加マトリックスなどを含む体系として構築される<sup>10</sup>。1970 年より、基本表付帯表としては固定資本マトリックス（新規に取得された新製品のみ）が推計されているものの時系列接続には弱く<sup>11</sup>、基盤となる基礎資料も精度としては課題が残されたままである。

### 4. 基礎統計整備の方向性

PIM による固定資本ストックマトリックス・固定資本マトリックスの体系的整備にむけた基礎統計の整備の方向性としては次の 4 つの方向性が求められる。（A）と（B）は投資調査、（C）は除却・償却調査、（D）は物的ストック調査である。

（A）設備投資調査

（B）既存資産の設備投資調査：国富調査

（C）資産別の経齡的な分布推計：除却調査

---

見出されないが、「統計行政の新中・長期構想」（平成 7 年 3 月 10 日統計審議会答申）においては、「・・・（略）・・・分野別に各種ストックの状況を把握するため、固定資本ストックマトリックス等の整備について検討する」とあり、明確に FCSM の開発を視野に入れている。

<sup>9</sup> 純資本ストックと生産的資本ストックが乖離すべきであるか（geometric approach が有効であるか）は実測されるパラメーターに依存するものであるが、ここではより一般的に捉えておく。

<sup>10</sup> 可能な限り耐久消費財を取り込んで体系を構築すべきである。

<sup>11</sup> 3 時点のベンチマークイヤーを接合する接続表では、接続固定資本マトリックスは付帯表として作成されていない。

#### (D) 物的ストック調査とのリンク

### 5. 設備投資調査の拡充

固定資本マトリックスの時系列推計のための基礎統計整備としては、現行では分散している設備投資調査を再構築しながら拡充することがもとめられる。現行では、加工統計としての固定資本マトリックスの基礎統計は、産業別に利用可能な統計や民間データの活用もあるものの、大規模な一次統計としては、「法人企業統計（四半期）」（財務省）、「工業統計調査」（経済産業省）、「個人企業経済調査」（総務省）、「中小企業実態基本調査」（経済産業省）など、企業や事業所における経理項目を調査する統計調査における設備投資額がおもな基礎資料となってきた。

しかし、欧米では設備投資関係に限った専門的な調査がおこなわれている。米国では、センサス局（Census Bureau）によって Annual Capital Expenditures Survey（ACES）という設備投資調査がある<sup>12</sup>。資産分類は粗いものの（新製品と中古品の区分は明確に）、ここでは NAICS の 3 桁あるいは 4 桁という詳細な経済活動別投資額が調査されている。サンプル数はおよそ 6 万社（雇用者のいる 46000 社および雇用者のいない 15000 社）である。企業に対する調査ではあるが、直接に経済活動（industry）別の設備取得額を調査している。

カナダ統計局（Statistics Canada）でも Capital and Repair Expenditures として、設備投資調査（新製品、中古品、改修：ただし資産分類には 4 桁コードが付随しており 100 ほどの分類をもつ）設備投資計画の変更、資本の稼働に関する定性的な情報、設備投資の費用構造、フィナンシャルリース、除却調査などの設備投資に関する広範囲な情報を調査している統計がおこなわれている。オランダ統計局（Statistics Netherland）によっても、資産別（8 つほどの資産分類）ごとに新製品・中古品の取得額を調査している。

日本では、設備投資を目的とした統計調査としては、「経済産業省設備投資調査」（経済産業省）で 2300 企業（経済産業省所管業種及び医薬品製造業、建設業、不動産業を含む資本金 1 億円以上の企業）を対象に行っている年次調査がある。資産分類は基本的に設備投資合計とソフトウェアのみであるが、産政局産業資金課でおこなっているものであるから投資目的別構成および資金調達環境について特に着目した調査項目となっている。なおリース産業については 11 資産ほどの機器別設備投資額を調査している。また、内閣府経済社会総合研究所によっては「民間企業投資・除却調査」（CED）が平成 18 年度より開始され、投資調査としては 10 ほどの資産分類を持って設備投資額（新製品・中古品・改修）およびフィナンシャルリースのみなし取得価額が調査されている。

<sup>12</sup> <http://www.census.gov/csd/ace/>.

内閣府 CED によるデータの蓄積によっては、中古品取得や改修など設備投資の構造を把握するうえで大きな役割を担うが、資産（含む改修）の自家生産などもコモ法（総固定資本形成）との整合を図る上で重要な課題であり、記入者負担をできるだけ増加させないかたちでどう資産分類の細分化をはかることができるかが課題となっている。また固定資本マトリックスの整備のためには、米国 ACES のような資産取得主体としての経済活動分類の細分化が必要である<sup>13</sup>。とくに日本では企業ベースの統計（「法人企業統計」や CED など）に依存して設備投資の産業格付けがおこなわれていることが多く、それはフローとストックの整合を図るためには不安定な要素である。企業 - 事業所変換か、あるいは米国 ACES のようなより直接的な活動分類への接近が可能であるか調査される必要がある。

設備投資に関する調査として、記入者負担の軽減のため既存統計の整理統合も必要であるかもしれないが、設備投資関連の調査についてその構造を把握すべく、固定資本マトリックスを形成するための基礎統計の拡充を図るべきであろう。四半期推計および年次推計と設備投資調査の充実は、長く課題となっている JSNA-ANA および-QNA におけるコモ法における総固定資本形成の推計精度を高めることが期待される。

## 6. 既存資産の設備投資調査：国富調査

上記の設備投資調査が調査期間に取得した資産の調査であるとすれば、現在所有する資産の投資系列を調査するものが、「国富調査」（National Wealth Survey）である。日本では、国富調査 1905 年より、1970 年まで計 12 回（大規模は 1955 と 1970 年）おこなわれてきた世界でも有数の実績を持っており、諸外国に比較して日本では経済学者を含めて国富調査の実施に対する期待はきわめて大きい。しかしながら、「昭和 45 年を最後に中断されているが、同調査を再開することは記入負担が重く予算・人員等の制約もあることから、極めて困難な状況となっている」とされている（「統計行政の新たな展開方向」平成 15 年 6 月）。

日本では、国富調査の要請において、資本ストックの精度向上は「国富調査が唯一の解決策であり、問題はそれが可能であるかどうかという予算の問題である」とする見方もある。しかし、国富調査で把握する対象は“ある時点に存在するすべての資産、その過去の取得価額（粗投資額）”である<sup>14</sup>。生産的資本ストックや純資本ストックの推計は、PIM によるアプローチと同様に資産別の経齢分布などから推計せざるをえない（基本的には所有されていることでその市場価格はわからない）。しかし、“除却”（discard あるいは survival function）に関する仮説（そして中古品の取引に関する仮説）を必要とせずに粗資本ストックを推計で

<sup>13</sup> 現在の基本表の付帯表である固定資本マトリックスは、おもに資産ごとの配分比率（横比）から作られており、資産取得主体としての経済活動別の投資構成（縦比）は基礎資料が脆弱である。

<sup>14</sup> それを現在価格（再取得価格評価）にすれば、粗資本ストックとなる。なお調査されるものは取得時価格による投資額であり、簿価資産額ではないことは強調されるべきである。簿価での有形固定資産の調査は、各種統計調査においてよくおこなわれているが、固定資本ストックマトリックスの推計において利用されることは基本的にはない。

きるところに大きな意義がある。

同様にストック量に対する調査である、各種の物的ストック調査に対しても、国富調査は利点がある。自己所有資産における大規模修繕や改修は設備投資における重要なシェアを占めており、平成 18 年度 CED によれば資産計上された改修コストのうち資産別に最大のものは建設物ではなく機械である。このようなコストは物的ストック調査によっては把握しづらいが、国富調査のようなアプローチでは把握可能である。

予算制約があることは当然ではあるが、物的ストック量に関係する代表的な調査の予算を比較すると次のとおりである（予算は平成 20 年度予算額 + 19 年度の試験調査などを含む<sup>15</sup>）。

・「住宅・土地統計調査」（総務省）：70.3 億円

・「法人土地基本調査・法人建物調査」（国土交通省）：10.1 億円

設備投資調査では、「経済産業省設備投資調査」（2300 企業）は 3 百万円ほど<sup>16</sup>、「民間企業・投資除却調査」（3 万企業）は 6 千万円ほどであるから、物的ストックに対する調査は高コスト構造であることは当然であるが、昭和 45 年における最後の国富調査は 3.2 億円（昭和 44 - 49 年度の 6 ヶ年度計）<sup>17</sup>であるから経済規模の拡大を考慮しても現在価格にして数十億円ほどとなるかもしれない。

企業に対する記入者負担の軽減のためには、企業の固定資産台帳における資産分類の統合化に向けての取り組みや資産別取得年次別集計の可能性などについて、設備投資調査の拡充とともに検討を継続する必要がある。それとともに、国富調査に対する社会的ニーズを評価し、どのような直接的なストック調査が要求されているのか、オープンに議論すべきである。

## 7. 資産別経齡プロフィール

「民間企業投資・除却調査」（CED）におけるもう一つの役割は、資産別に経齡的な除却と価格変化の分布を捉えることである。カナダ統計局における Capital and Repair Expenditure、オランダ統計局においても Disinvestment の調査としておこなわれている。平成 18 年から開始されたばかりの CED 調査結果の蓄積とともに、償却資産申告書（減少資産）などの行政記録、その他の調査結果（橋梁や農業機械など）、民間データ（中古、レンタル、保険）などの活用を含め、内閣府において調査研究を推進する必要がある。

経齡的効率性プロフィール（age-efficiency profile）および経齡的価格プロフィール（age-price profile）は、PIM のみではなく、国富調査においても物的ストック統計の経済価値推計においても必要とされることは強調すべきである。（仮に毎年）国富調査の実施に

<sup>15</sup> 総務省政策統括官付統計企画管理官室「平成 20 年度 各府省統計事業計画一覧」（平成 20 年 2 月）。

<sup>16</sup> 業務として内部でおこなわれている面があるので、特別な予算計上としては小さい。

<sup>17</sup> 内閣府経済社会総合研究所国民資産課調べ。

よっても、粗資本ストックから、生産的資本ストックおよび純資本ストックを推計するために必要とされる。また物的ストック統計から現在価格を推計する際においても、通常は資産の属性を統御したもとで新製品の単価を乗ずるものであり、そこで経齡的な価格変化を仮定することは困難であるから、PIMにおける推計と全く同じ課題を持って、このような分布を必要とする。

#### 8. 物的ストック調査との相互チェック

物的ストック調査から経済的な価値を推計する手法は、PCS（Physical Capital Stock）アプローチなどともよばれる。それは、物的な資産量を調査し、それに別途推計した資産属性を統御した再取得価格（物量単位あたりの“単価”）を乗じて、粗資本ストック、さらに経年的な価格変化の仮定に基づいて純資本ストックを推計する。PIMにおける各種パラメーターを含む測定の困難性は、PCSでは“資産取得単価”推計の困難性に置き換わるのであり、適用対象は限定的であるとされるのが一般的である<sup>18</sup>。

日本の物的ストック調査としては、「住宅・土地統計調査」（総務省）や「法人土地基本調査・法人建物調査」（国土交通省）がある。また、国土交通省は既存の統計や行政記録情報から推計する加工統計として「建築物ストック統計」を整備することを計画している<sup>19</sup>。このようなPCSアプローチによる加工統計の作成によっては、PIMによる固定資本ストックマトリックスの特定資産における推計値との比較によって、相互に検証することが可能であり、精度向上に寄与することが期待できる<sup>20</sup>。

加工統計の分散型による構築は、本来相互の精度向上への議論を喚起するものであり望ましい。また国民の視点に立ったとき、（資本ストック統計のように）複合的な仮説を伴うような加工統計では、その共通する加工においては統一された方法論による整合性が保持されていることも望まれる。分散する加工統計の整合性を議論できる場を、統計委員会の中で作る必要がある。

<sup>18</sup> 品質は均一ではないから多様な質的属性をどのように統御するのか、大規模修繕など能力量の属性に十分に反映できるのか、資産取得にかかる総合的なコスト（含む所有権移転費用）を評価できるか、建物付属設備についてはどう取り扱うことができるか、など課題は多い。

<sup>19</sup> 基本計画部会 WG2 サブ WG（平成 20 年 6 月 20 日）

<sup>20</sup> ここで求められるのは精密な比較ではなく、大まかなオーダーや地域分布などであろう。

(資料1)：資本ストック推計法の国際比較(出典：野村「資本の測定 日本経済の生産性と資本深化」2004年)

測定法	Germany FPIA (追加) 新設)	Italy FPIA (追加) 新設)	UK FPIA (追加) 新設)	Sweden FPIA (追加) 新設)	Mexico 標準調査 (2007年のカン パニックと2009 年)	Korea 標準調査によ る標準国 (1998, 1997, 1997 年)	Australia FPIA (追加) 新設)	Singapore FPIA (追加) 新設)	Denmark 標準調査(新 設)	New Zealand FPIA (追加) 新設)	Netherlands 標準調査(新 設)	Canada FPIA (追加) 新設)	
ストック推定	相対												
ストック分類	57	57	57	72 (民間)	50部門	22産業	4産業+住宅						
高産分類	2高産20低 産(2007年) 新設)	16高産20低 産(2007年) 新設)	9高産20低 産(2007年) 新設)	4高産20低 産(2007年) 新設)	4高産20低 産(2007年) 新設)	7高産20低 産(2007年) 新設)	7高産20低 産(2007年) 新設)	7高産20低 産(2007年) 新設)	2高産20低 産(2007年) 新設)	2高産20低 産(2007年) 新設)	2高産20低 産(2007年) 新設)	2高産20低 産(2007年) 新設)	
デフレーター	Passbook Laspeyres(200 年新設) Laspeyres Pitea(2007年) 新設)	Laspeyres Laspeyres Pitea(2007年) 新設)											
平均耐用年数	100%引上げ 1990年 1990年 1990年 1990年 1990年 1990年 1990年 1990年 1990年 1990年 1990年 1990年												
資本分布	分散												
減価分布	分散												